

資本主義と金銭債権

——W・シュトレーク『時間かせぎの資本主義』によせて——

高 橋 眞*

目 次

- I はじめに
- II 現状認識と分析
 - 1 アクターとしての資本と社会契約
 - 2 戦後資本主義から新自由主義へ——国家の役割
 - 3 租税国家・債務国家・財政再建国家——国家の民と市場の民
- III 検 討——金銭債権・利息債権の特質
 - 1 金融資本としての金銭債権——その社会的正当性
 - 2 商品交換と資本主義
 - 3 金銭債権と利息債権
- IV ま と め

I はじめに

我妻榮博士は、昭和5年（1930年）の論文「資本主義と抵当制度の発達」において、第一に抵当制度の縦の発達、すなわち抵当権の成立が確実に保障され、また抵当権の流通が迅速・確実に行われること、第二に抵当制度の横の発達、すなわち不動産のみならず企業組織、さらに賃借権の価値を独立した担保とすることを可能にすること、これらを積極的に評価した上で、次のように述べる。

「抵当権制度のたて・よこ両面の発達の社会経済上の意義は金銭資本の

* たかはし・まこと 大阪市立大学大学院法学研究科教授

進軍である。金銭資本が社会の全経済組織の維持者たる地位に向う進軍である。」¹⁾「抵当権制度の発達が金銭資本の進軍として更に如何なる社会的意義を有するかの問題に関しては、金融資本による社会の全産業の統制のもたらず結果と共通であることを指摘すれば足りる。」²⁾

「金融資本の発達は社会の経済組織の全行程を漸次意識的統制の下に置き生産力の軋轢による浪費を除去する。社会の全産業はいわゆる無政府状態を脱し、その限りににおいて合理化せられる。」「もちろん金銭債権が全産業を統制し、合理化しても、その威力ある金銭債権が少数金融資本家の手に収められていることは決して終局の理想状態ではない。やがて金融資本の威力を貶却し、社会の全階級の合力による産業の意識的統制・真の意味の合理化を実現すべきである。のみならず金銭債権の確立の途上においても、社会の全産業の意識的統制・生産力の濫費の除去という妥当なる作用に伴う多くの弊害あることを意識し、能う限りこれを除去するに努めねばならない。この現在および将来の努力を予定した上で、さし当り金銭資本の進軍を助長し、価値権独立の法制の進歩を促すべきものである。而してかかる法律家の意識的努力は法制の変化に一の動因たる価値を有し、進んでまた経済組織そのものの変遷にも間接の動因たりうるものと信ずるのである。」³⁾

その上で、社会の全経済組織の統制が「経済組織の急激な根本的変革によってのみ達せられる」という主張には賛成しえないとし、「市民社会の法制より生れ出ずる法律理想にもそれ自身を止揚する理論を包含しうることは明らかである」と述べた上で、本論文を「私は大体右の如く考えることによって、金銭債権の進軍・抵当権制度の発達をさし当り助長すべきものと考えていることを一言して結語としたいのである」と結んでいる⁴⁾。

我妻博士は、金銭債権の保護や担保法制の整備等を通じて金融資本の活

1) 我妻榮「資本主義と抵当制度の発達」我妻『民法研究Ⅳ担保物権』（1967年・有斐閣）14頁。

2) 我妻・前掲15頁。

3) 我妻・前掲17～18頁。

4) 我妻・前掲18頁。

動を促進することが「さし当り」必要であるのは、生産力の無政府状態による浪費を除去し産業活動を合理化するために金融資本の力を発揮させるためであること、しかしこれに伴う弊害を除去するための措置をも同時にとる必要があり、その上で、「やがて金融資本の威力を貶却」するべきであるという展望を示す。

我妻博士の論文が書かれてから80年以上を経た現在、金融資本は国境を超え、企業の経済活動に影響を与えるのみならず、国家に対する債権者としても非常に大きな威力を発揮している。その活動が市民社会にとって有益なものとなるためには、資本主義と法、さらに国家との関係はどのようにあるべきか。それを考える前提として、資本と国家、市民社会との関係は現在どのような状態であるのかを知ることが必要である。

2016年に翻訳が出版されたヴォルフガング・シュトレーク『時間かせぎの資本主義』⁵⁾は、1970年代以降、資本・社会・国家の関係が時間をかけて変化し、新自由主義へと転換する経過を分析するが、そこでは「私的な権利」である債権が、国家の性格をも変えてしまうという側面を明らかにするとともに、市民社会の機関たる民主主義的な国家がその転換に抗する方途を探る試論を展開している。かつて我妻博士は、その論文「近代法における債権の優越的地位」の末尾近くにおいて「株式会社は、その発達に当って、資本の供給者として銀行を利用したのであったが、今や、主客は顛倒し、銀行は、その集中せる金銭債権の運用のために、株式会社を操縦する」と指摘していた⁶⁾。シュトレークの著書は、資本主義と民主主義の両立可能性を問うものであり、民法の領域を超える問題を対象としているが、民法学においても、金銭債権さらに利息債権が構造上どのような特徴を有するか、それが資本主義システムの中でどのような役割を果たしているかという問題を考えるにあたり、理論的把握の手掛かりとなりうると考え

5) ヴォルフガング・シュトレーク (鈴木直訳)『時間かせぎの資本主義 いつまで危機を先送りできるか』(2016年・みすず書房) 原書は2013年刊。

6) 我妻榮『近代法における債権の優越的地位』(1953年・有斐閣) 305頁。

る。まず同書による現状の認識と分析を見た上で、我妻博士の提起した問題、すなわち金銭債権が市民社会において有する意味を検討してみたい。

II 現状認識と分析

1 アクターとしての資本と社会契約

(1) 基本認識 シュトレークは、1960年代・70年代のフランクフルトで広く受け入れられたネオ・マルクス主義的な危機理論の問題点の1つは『『黄金時代』の資本主義経済の自己記述を本質的なところで受け入れてしまった点にあったように思われる。すなわち政府と大企業が共にテクノクラートとして制御のための同盟関係を結び、安定成長を保証し、最終的に、経済危機を繰り返す資本主義の基本傾向を克服するという資本主義のあり方だ。……私見によれば、当時の危機理論は、資本が政治的な行為主体であり、戦略能力をそなえた社会権力であることを過小評価した。その反面、国家政治の行為能力と計画能力を過大評価した。それによって、この危機理論は経済理論の代わりに国家理論と民主主義理論を重視し、マルクス経済学の遺産の核心部分を放棄した⁷⁾と述べた上で、次のような認識を示している。すなわち「1945年以降、共産圏との体制間競争という条件下におかれた資本主義は、政治的に受け入れ可能なものになるために種々の規制を受け入れざるをえなかった。ところが20世紀末の30年間は、資本の所有権と処分権をもつ人々、すなわち『利潤に依存する』階級が、こうした規制をはね返すことに成功した時代だったと筆者は見ている。それが成功し、大方の予想に反して市場経済としての資本主義体制の再活性化が実現できたのは、とりわけ、資本主義体制保持のために金で時間を買った国家政策の成果だったというのが筆者の説明だ」と⁸⁾。

この間のできごとに照らし、シュトレークは、「国家と市民という2つ

7) シュトレーク・前掲27頁。

8) シュトレーク・前掲29頁。

のアクターではなく、国家、資本、『賃金依存者』という3つのアクターを想定する拡張された正当化概念を提唱」した上で、次のように述べる。「資本側に着目する正当性危機理論から見れば、企業と企業家は、社会の富裕化マシーンでもなければ、国家の経済景気政策の従順な執行者でもない。企業と企業家は、あくまで自らの利益利潤の最大化を求めて行動する。この理論の中での『資本』は自己中心的で、利己的な利害関心に導かれている。資本は戦略的で、意思疎通能力を備えた集合的アクターとして登場する。ただし、その行動は限られた範囲でしか予測できない。このアクターは不満を抱くこともあれば、その不満を表明することもできる。」⁹⁾

(2) 社会契約からの資本の離脱 「資本を単なる装置としてではなく、アクターとして扱う経済学から見れば、『経済』が『機能する』かどうか、特に成長と完全雇用が確保されるかどうかは、一見技術的に決まるように見えるが、現実には政治的に決まる。……成長も完全雇用も資本所有者の投資意欲にかかっている。そしてその投資意欲は、一つには彼らの利潤要求と収益期待によって、もう一つには、資本主義経済の安定性という観点から彼らが社会状況を一般的にどのように評価しているかによって決まる。経済危機の不在は資本が満足していることを意味し、経済危機の到来は資本が不満を持っていることを意味する。……特に、彼らが社会的環境を敵対的だと感じ、それが自分たちに行きすぎた要求を課していると思えば、そうした環境への『信頼』を失い、自分たちの資本を貨幣の形で保有したり(『流動性選好』)、条件が改善するまで資本を逃避させたり、あるいは資本の引き揚げをはかったりするだろう。」¹⁰⁾

「言い換えれば、資本主義は一つの社会契約を前提として成立しているということだ。そこでは資本と労働の間の、つまり利潤依存者と賃金依存者の間の正当な相互期待が、程度の差こそあれはつきりと公式ないし非公式な経済状態として満たされていないからならぬ。……1945年以降、資

9) シュトレック・前掲47～48頁。

10) シュトレック・前掲49～50頁。

本主義は世界的に守勢に立っていた。戦争と東西体制間の競争は結果として労働者階級を強化した。その労働者階級を前にして、資本主義は西側諸国のいずれにおいても、かつて与えられた社会的ライセンスを延長し、更新しようと努めていた。その延長と更新が認められたのは、ひとえに資本主義がケインズ理論によって予見され、また可能となった大幅な譲歩をしたおかげだった。」しかし1960年代から成長が鈍化し「1970年代の前半には、被雇用者と労働組合がみずからの要求に固執し、資本は歩み寄りの余地を失い、次々と新しいストライキの波が押し寄せた。資本はそれに対抗すべく、それまでの受動的な態度を捨て去り、みずからの行為能力と統制能力を再構築し始めた。資本は、民主主義的政策の計画や利用の対象となることを拒否し、戦後期の社会契約から離脱する準備を始めた。その際、資本側にとって有利だったのは、民主主義的資本主義とは縁を切るという選択肢があったことだ。ここが被雇用者や労働組合の場合と違うところだった。資本がそこで選んだのは民主主義的資本主義への『信頼』を破棄し、同時に民主主義的資本主義が機能していくために不可欠な投資資金を引き揚げるという代替戦略だった。」¹¹⁾

2 戦後資本主義から新自由主義へ——国家の役割

(1) 市民のための市場経済への介入 戦後資本主義から新自由主義への転換は時間をかけて行われた。1970年代半ば以降、「ますます多くの企業、産業、経営者団体が、資本主義を自由化し、資本主義市場を内に向かって外に向かって拡大していくという共通目標のもとに結集した。」「1980年代初頭を皮切りに、西側諸国では戦後資本主義の社会契約の中心的要素をなしていたものが段階的に破棄され、あるいは疑問視されていった。……『第二次オイルショック』が始まった1979年前後にはすべての西側民主主義国で労働組合の封じ込めが、程度の差こそあれ攻撃的な形で始

11) シュトレック・前掲51～54頁。

まった。」「『経済』の所有者と指揮者たちの圧力のもと、先進資本主義国家は……20世紀半ばにいったん引き受けた責任を放棄し始めた。つまり成長、完全雇用、社会保障、社会統合に対する責任を放棄し、自国民の福祉を、前例のない規模で市場にゆだね始めたのだ。」¹²⁾

「新自由主義は、市場勢力の自由な活動に介入しようとする社会的要求、とくに労働組合の要求を撥ねつけることのできる強い国家を必要としている。……しかし、もし民主主義とは市場で行われる経済的財の分配に市民の名において公権力が介入していく体制のことだと理解するならば、新自由主義は民主主義的な国家とは相容れない。」冷戦時代には、資本主義なき民主主義はありえないというのが公的な政治論議の常識的通念であったが、両大戦の戦間期にはこれと異なり、「市民階級は、実数からすれば少数派に属する自分たちが、民主主義的に選ばれた多数派政府によって財産を奪われるのではないかと恐れていた。というのも多数派政府とは労働者政府以外ではありえなかったからだ。」「こうした背景に照らしてみると、第二次世界大戦後、西側諸国が資本主義経済を民主主義政治体制と結び合わせることに成功したのは、けっしてあたりまえのことではなかったと思えてくる。その政治体制は民主主義的に決定された集合的目標を実現することを目指していた。この体制の正当性の源泉と考えられていたのは、賃金に依存する大多数の市民の利益のために、直接かつ常時、市場経済の機能に介入することだった。」¹³⁾

(2) 経済への国家介入の否定——「市場的公平性」 戦後の民主主義的資本主義は、その政治経済学において、市場的公平性と社会的公平性という2つの競合する分配原則を同時に制度化した。「市場的公平性とは、市場参加者の個人的実績を市場が相対価格による表現を通じてどのように評価したかを基準にして、生産の成果を分配するという原則だ。……これに対して社会的公平性は文化的規範に照らして測定され、民法でいえば契約法

12) シュトレック・前掲55～58頁。

13) シュトレック・前掲97～98頁。

の系列ではなく身分法の系列に属している。社会的公平性は、公平性、妥当性、相互性についての集合的な観念に従い、経済的実績や活動能力とは無関係に生活維持のための最低基準についての要求を認める。」¹⁴⁾

「社会的公平性の要求によって動かされる政治は、市場的公平性の立場から見れば、市場を攪乱し、市場の成果を汚染し、誤った刺激とモラルハザードを作り出し、業績原則を掘り崩す」ものと評価されるが、「資本は、すでに見てきたように、市場への社会的介入が行き過ぎた場合には、いつでも危機を起こすことで介入に対抗することができる。危機が生じるのは、必要不可欠な生産手段を支配している人々が、最後のところ、彼らの抱く市場合理主義の観念に見合う報酬を受け取れない恐れがあると考えたときだ。……そういう意味では市場的公平性もまた規範的な基準にしたがっている。ただしそれはあくまで資本所有者・管理者にとっての規範的基準だ。市場的公平性は標準経済学理論の助けを借りてみずからを社会法則ではなく自然法則であるかのように表明している。しかし、それもまた社会的公平性の一種であることに変わりはない。」¹⁵⁾

「民主主義的修正を寄せ付けないように市場の免疫力を高めたいならば、市民を新自由主義的に再教育するか、そうでなければ1970年代のチリを模範に民主主義を廃止すればよい。前者は現に、標準経済学理論を大衆の脳裏に叩き込む形で絶え間なく行われているが、後者は今のところまだ選択肢に入っていない。」この選択肢がない中で政治に対する市場の恒常的優位性を確立しようとするれば、「その手段となるのが、ルールに縛られた経済政策、独立した中央銀行、選挙結果に左右されない財政政策などへの移行だ。加えて、経済政策の決定権を監督官庁と、いわゆる『エキスパート』からなる審議会に移しかえ、財政規律を憲法の形で体制に組みこむことで、国家とその政治を永久に、とまでは言わなくとも、数十年にわたって法的に縛るといった方策が考えられる。そのさい、発達した資本主

14) シュトレーク・前掲98頁。

15) シュトレーク・前掲99～101頁。

義国家は、資本所有者・運用者から永続的な信頼を得られるように作り変えられねばならない。そのためには、……国家が『経済』に介入しないことを信頼に足る形で保証する必要がある。』¹⁶⁾

さらに、資本は国家の介入を拒否するのみならず、国家に対する債権者として国政に介入し始める。

3 租税国家・債務国家・財政再建国家——国家の民と市場の民

(1) 国家債務と債権者の関心 1970年代から拡大してきた「国家債務の原因は過大な歳出にあるのではなく、過小な歳入にある。」1970年代のインフレーションは、一時的に税収減の影響を緩和したが、「間もなくインフレは、特に中間層の実質収入減となって現れ、そこから課税への抵抗が高まっていく(…)。」¹⁷⁾「1990年代になると、さらに別の要因がそれに加わった。経済の国際化が急進展したことで、大企業は税率の低い国に租税義務を移転するという、それまでには考えられなかった可能性を手にすることができた。この可能性は、生産拠点の移転までは最終的に行われぬ場合でも、民主主義的資本主義体制をとる国家を税率の引き下げ競争にさらし、世界中の政府に法人税の最高税率の引き下げを促した(…)。」¹⁷⁾

国家財政の危機は、租税国家から債務国家への転換を現実のものとした。「債務国家とはすなわち、歳出の大きな部分、しかも時には増大を続ける部分を租税ではなく国債発行によって穴埋めし、結果として膨大な国家債務を積み上げ、歳入のますます多くの部分をその債務支払いにつぎこまねばならぬようになった国家をさす。」この国家財政危機は「資本主義経済からもっとも多くの利益を得た人々が公的財源にもっともわずかなものしか払い込まなくなったことに原因がある。」¹⁸⁾

国家債務をめぐる議論において「実のところ、資産をもち、自由主義政

16) シュトレーク・前掲102頁。

17) シュトレーク・前掲104～107頁。

18) シュトレーク・前掲112～114頁。

党を支持する富裕層が気にかけているのは、国家債務をなくすことよりも、むしろ国が、富裕層から借り入れている債務の利払いと償還を約束通り実行する能力をもっているかどうかだ。」「国債購入者に対する国家の利払い能力に信頼が置かれているかぎり、国家活動費の一部を永続的に債務で賄うことは貨幣資産の所有者にとっては利益にかなっているということだ。市場での分配競争、そして税務当局との分配競争に勝利した人々は、その勝利を確実なものにしたいならば、国家と社会から奪い取ったその資本を確実に、また利益を生む形で再投資できなければならない。だからこそ、その金を単に彼らの私有財産として認めてくれるだけではなく、それを安全に借り上げ、保管し、その上、没収金としてではなく借入金として利子まで払ってくれ、あげくの果ては、ずっと以前から取るに足らぬものになった相続税を支払って次世代の家族に残すことを可能にしてくれる国家ほどありがたいものはない。これによって債務国家は社会の階層化とそこに内在する社会的不平等の固定化に、継続的に寄与する。そして同時に債務国家は、みずからとみずからの活動を、今や『市場』という現象形態をとって出現する債権者たちのコントロール下に置くことになる。」¹⁹⁾

(2) 「市場の民」の権利主張と緊縮政策　ところが「2008年以降の危機は豊かな民主主義国家の債務を予想外の水準にまで押し上げた。ここに至って債権者たちは将来の国家がその支払い義務を果たす意思と能力をもっていることを無条件では信じなくなった。その結果、債権者たちは自分たちの請求権を守るために、これまでよりずっと熱心に国政に影響を及ぼす努力を始めた。民主主義的租税国家では、そして従来の民主主義理論では、市民は近代国家の唯一の当事者集団だった。ところがこの債務国家では、この第一の市民の傍らに、第二のカテゴリーとしてのステークホルダー集団が登場することになる。」前者を「国家の民」、後者を「市場の民」と呼ぶ。「市民によって統治され、租税国家として市民によって財政

19) シュトレック・前掲117～119頁。

的に支えられている国家が、その財政的基盤をもはや市民の出費によって賄えなくなり、その大きな部分を債権者の信頼に依存するようになれば、それは民主主義的な債務国家へと姿を変える。しかし、租税国家の『国家の民』とは異なり、債務国家の『市場の民』は国境を越えて統合されている。『市場の民』もそれぞれの国民国家とは結びついているが、それは市民としての結びつきではなく、単に投資家としての契約法的な結びつきにすぎない。国家に対する『市場の民』の権利は公的なものではなく私的なものだ。それは憲法に由来するのではなく、民法に由来する。……債権者としての『市場の民』は、政府が気に入らないからといって選挙で退陣させることはできない。しかし、彼らは債券を売り払ったり、新規発行債券の競売参加を見送ったりすることはできる。……債務国家であっても、『国家の民』に対しては市民の義務としての忠誠を要求することができる。しかし『市場の民』に対しては、債務に対して確実に利払いを行い、将来にわたってもそれを持続する意思と能力をもっていることを確信させることによって彼らの『信頼』を勝ち取り、保持するよう努めなければならない。」「民主主義的債務国家は、二種類のステークホルダーの狭間で、どちらか一方が忠誠心や信頼感を少なくとも完全には破棄しない程度には、両方を満足させられるよう行動しなければならない。……債務国家がどちらの側をより強く意識するかは、両者の相対的な力関係による。そしてこの相対的な力関係はまた、その国家と政府にとって、債権者の信頼喪失と、市民の忠誠心喪失のどちらの危険がより差し迫っており、より大きな痛みをもたらすかによって決まる。」²⁰⁾

「国家の債権者たちが『国家の民』と利害対立を起こした場合、債権者たちがめざす主要な目標は、危機の際に、『国家の民』の要求よりも自分たちの要求を、すなわち社会保障よりも国債利払いを確実に優先させることだ。……債権者の視点から見れば、状況によって『ヘアカット』が避け

20) シュトレック・前掲119～125頁。

られない場合、それは自分たちからではなく、年金生活者や健康保険受給者から取るべきだということになる。」他方「債務国家として『市場の信頼』を勝ち得るためには、いかなる場合にも民法上、契約法上の義務を果たしうよう常時努力していることを市場に信じさせなければならない。危機の時代にあつてこの種の信頼醸成に成功する一番の近道は、自国民に対する断固たる緊縮措置の貫徹であり、それも野党の協力を取り付け、債務制限制度の創設による永久保証をつけるのがベストだ。」²¹⁾

しかし「『市場』にとっての1つの難問は、『国家の民』に対する歳出削減をあまりにも極端に進めすぎると、国民経済の成長が阻害される可能性があることだ。経済成長は国債依存率を低下させ、国の国債利払いを容易にする。それに対して経済の停滞、いわんやその縮小はデフォルトの可能性を高める。緊縮政策を経済成長と両立させるという課題は円積問題〔円と等しい面積をもつ正方形作図問題。19世紀末にようやく不可能性が証明された〕と同様、難問中の難問だ。この問題をどのように解決すべきかは、本当のところ誰にも分かっていない。」²²⁾

(3) 国家と市場の力関係——国家の可能性 「投資家の力の源泉となっているのは、中でも、進歩した国際的統合と効率的なグローバル・マーケットの存在だ。この2つによって彼らは『信頼性』に陰りが見えた時に、1つの投資をすばやく他の投資に移し替えることができるようになった。さらに彼らは必要に応じて格付け会社の助けを借りて互いに連携し、彼らの期待に応えようとしない市民や政府をもつ国家に『市場の民』（いわゆる『市場』）として、共同で圧力をかけることができる。」しかし他方、「国家の方もまた規制措置を通じて『市場』に圧力をかけ、国債に投資せざるをえない状況を作ることができる。たとえば銀行や生命保険に要求される危険準備金〔見込まれるリスクに備えて積み立てられる準備金〕の法定水準の引き上げなどはその一例だ。さらに国家は、みずからの裁量権に

21) シュトレーク・前掲127～128頁。

22) シュトレーク・前掲129頁。

基づいて根本的に国家債務を『リストラ』することができる。というのも『主権』をもつ債務者としての国家はこれまでのところ、いかなる破産法にも服していないからだ。そのさい国家は債権者に債務カットを課すことも、極端な場合には、あらゆる利払いを停止することもできる。事実これは債権者側にいつでもつきまとう悪夢だ。もっとも、支払い停止は一国の将来の債務能力を毀損するため、国としても通常は他の方策がすべて尽きた時にしかこの手段はとらない。そうはいつでも、この一方的な決定権は、生活保障を求める市民の請求権を守るために、債務国家がとりうる危険な武器であることに変わりはない。この武器が存在し、その投入がある程度の現実味をもった脅しになるかぎり、それは債務国家の債権者が自分の利益を押し通す際に、ある程度の抑制効果をもちうる。²³⁾

本書の後半で、シュトレークは、ヨーロッパの通貨統合の現実につき、「各国政府の財政監視と財政規制が国際的ガバナンスに委ねられたことによって、『国家の民』から政治的な生産手段が剥奪された」²⁴⁾ことを詳しく論じた上で、『『金融市場』による民主主義の陪臣化に対して有効な反対運動を展開しようと思うなら、最初になすべきもっとも重要なことは、金融機関自らが作り出した債券への支払いを、一般民衆の生活を根こそぎにしてまで迫る金融機関の要求には正当性がないことを、はっきりと主張することだ』と述べている²⁵⁾。

Ⅲ 検 討——金銭債権・利息債権の特質

1 金融資本としての金銭債権——その社会的正当性

前出の「近代法における債権の優越的地位」において、我妻博士は、「資本主義経済組織も人類文化の発展史上において限りなき功績を有する」

23) シュトレーク・前掲130～131頁。

24) シュトレーク・前掲133頁。

25) シュトレーク・前掲224～225頁。

として「取引の安全」すなわち「金銭債権の支配力の獲得の自由」の保護の意義を確かめつつ、次のように述べる。

「しかし、金銭債権が取引の安全といふ法律理想の援護の下に絶対的支配権を確立して後は、経済組織は再びその支配のために禍を受けねばならない。蓋し、全経済組織を統制し全人類を搾取する少数の金融資本が成立すれば、このものが、生産行程の運行において、いはゆる剰余価値名義を有するのみで、何等の作用を担当せざること、彼の作用なき所有権と同様となるべきだからである。従って、その時にこそ、金銭債権の専制を統制し、その剰余価値名義たることを制限することが、『取引の安全』に代はる新しき法律理想とならねばならない」²⁶⁾と。

債権者が、債権を回収するという目的のもとに債務者の活動に影響を及ぼすとしても、企業活動や経済組織の不合理な面の克服を促進して経済効率を高め、社会の富を増大させる働きをするのであればよいが、そうではなく「剰余価値名義を有するのみで、何等の作用を担当せざる」ものであるならば、これを制限しなければならないという指摘である。II3(2)で見たように、シュトレークによれば、国家に対する債権者の債権回収を優先させることにより、市民社会の利益を害する事態が生じており、金融資本としての金銭債権の社会的正当性とその条件をもう一度確かめてみる必要がある。我妻博士が「剰余価値名義」と表現することの意味に着目し、経済学の教えるところを参照しながら、金銭債権・利息債権の特質と、資本主義におけるその意味について考えてみることにする。

2 商品交換と資本主義

(1) 資本主義の基礎としての商品交換——等価交換からの出発　経済的な意味における市民社会は、独立した市民の自由な契約による商品交換を通じた社会的分業によって維持される。商品交換においては、市民の所有権

26) 我妻・前掲『近代法における債権の優越的地位』318～319頁。

が尊重され所有者の自由な意思によってのみ譲渡されること、また自由な契約により、当事者間では両者の給付が等価のものと評価されることが前提となる。

資本は、流通のなかで自己を増殖する（ある剰余価値を付け加える）貨幣とすることができるが、剰余価値は流通ないし商品交換それ自体から生ずるのではなく、以下に見るとおり、労働力という独自の商品の消費を通じて、不払い労働として資本家に取得される。

すなわち、労働力の価値は、労働力の再生産に必要な労働時間によって規定される。したがって労働力の価値は、労働者自身および家族（将来の労働力）がその労働力を再生産するために必要な生活諸手段の価値である。

仮に、労働力の1日あたりの価値が3シリングであり、1日6時間の労働により、綿花10ポンド（10シリング）を10ポンドの糸にすることができるとする。それによる紡錘など設備の消耗分の価値が2シリングであるとすると、10ポンドの糸の価値に相当する価格は15シリングである。しかし、資本家は1日分の賃金を支払ったのであるから、6時間で労働をやめさせなければならないものではない。12時間の労働をさせ、20ポンドの綿花を20ポンドの糸に加工すると、糸の価値は、20シリング（綿花20ポンド分）+4シリング（設備の消耗分）+3シリング（1日分の労働力）=27シリングであるが、これを流通に出す（市場で売る）ときには、20ポンドの糸の価格として30シリングを得ることができる。この3シリングの剰余価値は、資本家が労働者に対して1日分の賃金を支払い、それによって今や自己のものとなった労働力を消費した結果、取得したものである。「それゆえ、労働力の1日のあいだの使用が創造する価値がそれ自身の日価値の2倍の大きさであるという事情は、買い手にとっての特殊な幸運ではあるが、決して売り手にたいする不当行為ではないのである。」²⁷⁾

*なお『資本論第一部草稿 直接的生産過程の諸結果』では、労働力の価格（労賃）の決定にあたって労働組合の運動が重要な役割を果たすことが示されている

27) 社会科学研究所監修『資本論2』（1983年・新日本出版社）331頁。

る²⁸⁾。訳者の森田氏は、この部分が『資本論』に採用されなかったことにより、「その後の『資本論』研究において、労働力価値を客観主義的に規定する風潮が助長されることになってしまった」と指摘し、「標準賃金の高さも、したがって労働力価値の大きさも、純客観的な経済法則によっては決まらないのである」って「標準労働日と同じく、階級闘争の契機や法律や制度の契機をけって捨象することはできないのであり、マルクスは第一部草稿のこの部分を取り除くべきではなかったと私は考える」と述べている²⁹⁾。

ただし、労働力はその価値どおりに売買されるという商品交換の法則のもとに、資本家が労働力をその日価値で買ったのであるから、「1労働日のあいだ中、労働力の使用価値は彼のものである」として極限まで長時間の労働を要求することも考えられる。これは買い手としての権利主張である。これに対して労働者の側は、同じく商品交換の法則に基づいて次のように主張する。すなわち「もし1人の平均労働者が合理的な労働基準のもとで生きることのできる平均期間が30年であるとすれば、あなたが連日私に支払う私の労働力の価値は、その総価値の $1/365 \times 30$ すなわち $1/10950$ である。ところが、もしあなたが私の労働力を10年間で消費するとすれば、あなたが私に日々支払うのは、その総価値の $1/3650$ ではなく $1/10950$ であり、したがってその日価値の $1/3$ にすぎない。……これは、われわれの契約および商品交換の法則に反する」と。これは売り手としての権利主張である（労働力についての権利の不可侵性に基づく主張である）。「したがって、ここでは、どちらも等しく商品交換の原則によって確認された権利対権利という一つの二律背反が生じる。」こうして「労働日の標準化は、労働日の諸制限をめぐる闘争……として現れる。」³⁰⁾

交渉の方法が集団的なものであっても、賃金あるいは労働時間を決める交渉は、商品の所有権の尊重と（当事者間での）等価交換の原則を基礎と

28) マルクス（森田成也訳）『資本論第一部草稿 直接的生産過程の諸結果』（2016年・光文社古典新訳文庫）25頁。

29) マルクス（森田訳）・前掲409～410頁。

30) 『資本論2』395～399頁。

して行われる。その結果、資本家が取得した労働力の消費によって剰余価値を取得することは、前述のとおり不当な行為ではない。しかし、この剰余価値が蓄積されて大きな資本となる理由は、資本家と労働者との関係だけからは明らかにならない。

(2) 資本主義的経済成長と不等価交換 労働力の消費により、論理的には等価交換の原則のもとでも剰余価値の取得が可能であるとしても、実際に生産されるのは物質的な商品であり、その商品の生産には、労働の対象として原材料を必要とする。資本主義的生産様式のもとで、経済活動の規模が急速に拡大するための物的な条件は、どこにあるか。

資本は、流通のなかで自己を増殖する貨幣である。この貨幣によって、労働力や原材料を購入し、生産した物を市場で販売するのであるが、これが売れなければ貨幣を回収することができない。したがって、原材料の獲得、生産物の販売が量的にも十分に可能であってはじめて、資本の自己増殖による経済成長が可能となる。『資本論』では、近代産業資本家の創世記として「植民制度は商業と航海を温室的に育成した。『独占商会』（ルター）は資本集積の強力な槓杆であった。成長するマニユファクチュアにたいし、植民地は販売市場と、市場独占によって強化された蓄積とを保障した。ヨーロッパの外で直接に略奪、奴隷化、強盗殺人によって獲得された財宝は、本国に還流し、そこで資本に転化した」と描かれている³¹⁾。

また水野和夫教授は、資源の獲得につき「近代資本主義の成立以来、500年間を通して、資本主義・民主主義を採用している国どうしの間では、市場を通ずることで『見えざる神の手』によって等価交換が成立していたとしても、資本主義・民主主義を採用していない国との間では、交易とりわけ先進国が資源を購入する際においては不等価交換であった。いわば、『コロンブスの交換』という言葉に象徴されるように、先進国と途上国の間の交易は不等価交換であった。先進国が近代化（工業化）すること自体

31) 社会科学研究所監修『資本論4』（1983年・新日本出版社）1290頁。

に、途上国の低開発化が組み込まれていたのであり、両者は表裏一体の関係にあったのである」と述べる³²⁾。このように見ると、資本主義的生産活動による高度な経済成長は、形式上は所有権の尊重と等価交換を前提とする商品交換を基礎とするものの、他方では外部との関係における不等価交換に支えられているといえることができる。このことが、利子率を支える利潤率が、資源を安価に入手することによって高く維持されていたところ、第一次石油ショックによって先進国の交易条件の改善が終わり、利潤率の下落が始まったことの基礎にある³³⁾。

3 金銭債権と利息債権

(1) 金銭債権の役割 資本家は貨幣によって原材料、設備、労働力等を購入して生産活動を行い、生産した物を販売して貨幣（前貸し分と剰余価値分）を得る（ $G - W - G'$ ）。そしてその貨幣で次の生産のための原材料等を購入する。

生産のために必要な資本（ G ）は一定の量があることが必要であり（とりわけ生産設備を備える場合等）、生産資本家はそのために借入れをすることがある（貸金債権の発生）。また最初の生産過程（ $G - W$ ）によって生産した商品を販売して現実に貨幣を得る（ $W - G'$ ）までには一定の時間がかかるため、次の原材料等を買うための貨幣を直ちに準備することができない。したがって、売主等に将来の代金支払いを約束して、原材料の給付を受けることがある（代金債権の発生）。いずれの場合も、債権者が信用を供与することにより、資本主義的生産を開始し、継続すること、あるいは資本の回転を早めて剰余価値の獲得の機会を増やすことが可能となる。

かくして、信用の供与が生産活動の継続と社会的な富の増大を可能にす

32) 水野和夫『終わりになき危機 君はグローバリゼーションの真実を見たか』（2011年・日本経済新聞出版社）34頁。

33) 水野・前掲20頁、21頁。なお、水野和夫『資本主義の終焉と歴史の危機』（2014年・集英社）22～25頁も参照。

ることは、金銭債権の積極的な役割であるといえることができる。それでは、利息債権はどのような意義を有するか。

(2) 利息債権の根拠 金銭債権は、信用の供与、すなわち将来の支払いを信じて商品または貨幣の価値を相手方に委ねることの法的表現である。金銭債権そのものは、当然に利息を生むものとはされておらず、利息を付する旨の契約がされた場合に利息債権が発生する。この場合、貨幣(価値)を相手方に委ねることは、債権者がその貨幣(価値)を資本として機能させることを意味する。

以下、信用供与を「貸付け」によって代表させて述べるが、貸付けにおいて行われるのは、一方(貸し手)から他方(借り手)に対する貨幣の交付と、約定期限におけるその返還である。両当事者間での貨幣の移転だけからは、資本の機能(価値増殖)は生じない。借り手が機能資本家として、借りた貨幣を生産活動に投じ、それを通じて得た剰余価値を、貸し手と機能資本家との間で分け合うものである。したがって、「利子は利潤によって、詳しく言えば一般的利潤率によって、規制されると言うことができる。……いずれにしても、利潤の平均率は、利子を最終的に規定する最高限度とみなされるべきである。」³⁴⁾

「資本としての貸し付け……は、貨幣が現実には資本として使用され、現実には自己の出発点に還流することを前提とする」が、「借り手が貨幣を資本として投下しないとしても、それは借り手が決めることがらである。貸し手は貨幣を資本として貸し付けるのであり、貨幣は、資本として、資本諸機能……を果たさなければならない。」³⁵⁾

利率は、同一時点の「借り手たちにたいしては、つねに固定した、所与のものとして相対する」³⁶⁾のものであり、生産的資本家にとって、利子は「生産過程が始まるまえに、すなわちその成果である総利潤が獲得される

34) 社会科学研究所監修『資本論 10』(1987年・新日本出版社) 608頁。

35) 『資本論 10』591～592頁。

36) 『資本論 10』623頁。

まえに、まえもって前提されている」³⁷⁾。「彼にたいして利子は、資本所有の単なる果実として、すなわち資本が『仕事をする』ことなく、作動しない限りで、資本の再生産過程を捨象した資本自体の単なる果実として、現われる。」³⁸⁾

問題は「総利潤の一部がどのようにして一般的に利子として骨化し自立するか」ということであるが、「歴史的には、資本主義的生産様式と、それに照応する資本および利潤の観念とが実存するよりもずっと以前から、利子生み資本は完成した伝来の形態として実存し、それゆえ利子は、資本によって生み出された剰余価値の完成した区分形態として実存する。……貸し付けられた資本が現実には資本として使用されようとされまいと——ただ消費のために借りられる場合であっても——利子をもたらずという事情は、この資本形態の自立性の観念を確定させる。」³⁹⁾

(3) 利子の正当性の問題　機能資本家に対する貸付けの場合には、利子の源泉としての利潤を前提として、それを機能資本家との間で分け合うものであるが、当該機能資本家が利潤を得られなかったとしても、そのリスクは機能資本家自身が負担し、利子に対する貸し手の請求権には影響しない。また、貸金が資本としてではなく、単に消費のために借りられる場合には、借り手は、元本・利子を将来の収入から返済する。借り手が収入を得るまでの「つなぎ」を可能にする点に貸金債権の効用があり、その際、利子をも含めて返済が可能であるものと自ら判断したことが、借り手が返済の責任とリスクを負う法的な根拠となる。当事者の自由な意思による契約に基づく以上、法的には当然ということになるが、しかし利子の物的な基礎を考えた場合、その社会的正当性についてはどうか。

1 で見た我妻博士の見解によれば、金融資本は、社会的に有用な「作用」を有する限りにおいて、資本の活動＝剰余価値取得が正当化される。

37) 『資本論 10』 631頁。

38) 『資本論 10』 633頁。

39) 『資本論 10』 636～637頁。

すなわち、利子の正当性は、法的には借り手自身の判断に基づく貸し手と借り手の契約によって根拠づけられるが、貸し手が社会的に有用な作用をすることなく、単なる「剰余価値名義を有するのみ」であるならば、これを制限する理由があるというものである。すなわち私法上は、利息の制限や個人保証の制限などを通じて、さらに行政法上、税法上の規律を通じて規制される必要がある。そのような規律のもとで、市民社会の資金需要に応じて信用を供与し、産業や市民生活の円滑な継続を支える「作用」をする機関として自らを健全に維持することに、金融資本が利子や手数料を取得する社会的な正当性が存在する。

それでは、現在、金融資本の「作用」をめぐる状況はどのようになっているか。2(1)で見たように、シュトレークは、1970年代半ばに新自由主義への転換が開始されたものとしている。この時期について水野教授は「1973年の第一次石油危機によって先進国の交易条件が著しく悪化したうえに、75年のベトナム戦争における米国の事実上の敗北によって市場の拡大が止まったので、75年以降、先進国で利潤率の趨勢的な低下が始まった」⁴⁰⁾、そして「実物投資の利潤率の代理変数である長期金利は、90年代半ば以降のIT革命が進行する過程においてますます低下していった」⁴¹⁾と述べる。このように「実物投資空間」が広がらないことは、金融資本が実体経済のために有効に「作用」する場が広がらないことを意味する。このことが、金融資本が国家を資本の投資対象とすることの背景をなす。

(4) 国家に対する債権の「作用」をどう考えるか II 3(1)で見たように、大企業・富裕層への減税により国家債務が拡大し、II 3(2)で見たように、緊縮政策が進められることによって、国民経済の成長が阻害される。「国家の租税政策のおかげで私的剰余資本の形成を許された人々は、この剰余資本の投資先を見つけるという新たな課題に直面することになった。こうして本来ならば政治的安楽死を遂げるはずだったケインズ的な金利生

40) 水野・前掲『終わりなき危機』36頁。

41) 水野・前掲39頁。

活者（…）が、力強く経済に舞い戻ってきた。彼らが貯蓄の確実な投資先を探る過程で格好の対象となったのが、一部は彼らの課税抵抗運動が成功したために国債に依存せざるをえなくなった国家だった。」⁴²⁾

債務者としての国家は、その利子にあたる価値を、税収によって取得せざるをえない。1970年代以降、国家歳入が頭打ちになる一方、歳出は増え続けた。それは「資本主義の発達に伴う公共的支出の需要増」に基づくものと見るべきであるが、「こうした公共的支出には、治癒的な機能をもつものと、投資的な機能をもつものがある。前者は資本蓄積によって生じる弊害を修復するための支出であり、後者は更なる成長の前提条件を整えるための支出だ。」治癒的支出の例は、失業手当、生活保護、健康保険費用、環境改善費用等であり、投資的支出の例は、物理的なインフラの整備保守、ヒューマンキャピタルの形成費用、科学技術研究費等である⁴³⁾。

国家に対する債権者が、その投資の維持・回収のため、国家に緊縮政策を要求することによって、このような支出を困難にする結果となっている場合には、我妻博士のいう金銭債権の「作用」（Ⅲ1参照）を考えると、利息債権を生じさせるための社会的な正当性について疑問を呈することができる。「国家の民」に対して、納税等、国家公民としての忠誠を求めることができるための国家の役割が「国家による国民の生活保障、特に民主主義的に基礎づけられた社会的市民権保障」である⁴⁴⁾ところ、「金融市場」が要求する緊縮政策によって国家としての役割を果たせないとすると、これを正常化するためには何が必要か。

Ⅱ3(3)で引用した通り、シュトレークは「金融機関自らが作り出した債券への支払いを、一般民衆の生活を根こそぎにしてまで迫る金融機関の要求には正当性がないこと」を主張すべきだとした上で、「借金をした者なら誰でもいつかは返済しなければならないのは当然だと、人は思うかもし

42) シュトレーク・前掲117頁。

43) シュトレーク・前掲108～109頁。

44) シュトレーク・前掲122頁。

れない。しかしこれは一つの神話にすぎない。この神話は、日常生活の道徳性を引き合いに出してグローバルな金融市場を道徳化している。そして金融市場の要求に反することを不道徳なことのようにならざるに役立っている。実際には、国家は私的個人とは異なり、債権者に返済繰り延べ要求を課したり、場合によれば返済を完全停止したりすることさえできる。その権限はほかならぬ国家の主権から生じている。この主権の行使は、市民に対する増税や福祉カットによって金融市場への支払い義務を満たすためにのみ許されるなどとは、どこにも書かれていない。民主主義国家は何よりもまず市民に対して義務を負っている。民主主義国家は法律を作ることができ、契約を破棄することができる。民主主義国家に金を貸そうという者なら、それくらいのことは知っていなければならないし、知ることができるはずだ」と述べる⁴⁵⁾。

そして本書の末尾近くで、「社会的公平性を市場的公平性に解消することを許さないというのが、民主主義の民主主義たるゆえんであるとするならば、民主政治がまずもって目指すべきは、過去40年間の新自由主義的進歩がもたらした制度的荒廃を元に戻し、生き残った政治制度をできる限り防衛することだ。……今日の民主化とは、市場をもう一度社会的監督下に置くことのできる制度を確立することではなければならない。社会的生活の余地を作り出す労働のための市場、自然を破壊しない財のための市場、果たしえない約束を大量生産する誘惑に屈しない債券のための市場をこそ、作り上げなければならない」と主張する⁴⁶⁾。

IV ま と め

(1) 使用価値の「市場」と市民社会 シュトレークは、現在の制度的荒廃を立て直し、市民社会にとって有益な「作用」をする市場を作り直す

45) シュトレーク・前掲225頁。

46) シュトレーク・前掲253～254頁。

必要性を説く。ここでいう「市場」とは何か。

Ⅲ2(1)で見たように、商品交換は、市民各自の所有権の尊重を基礎に、自由な契約に基づく（少なくとも主観的な）等価交換を原理とする。商品交換は、資本主義生産様式の基礎ではあるが、剰余価値の取得を目的とする資本主義と同一のものではない。すなわち、商品交換の「市場」は、独立した市民により商品交換を通じて行われる社会的分業の場である。市場で行われる交換は、異なった使用価値を有する商品を持ち寄った市民により、商品の使用価値に着目して行われ、貨幣は商品交換による社会的分業を媒介することによって市民社会の構成員をつなぐ機能を有する。そして金銭債権は、市場を介した社会的分業による再生産を円滑にする「作用」を有し、金融機関はそのための信用を供与することによって、市民社会を維持する役割を果たす。金融機関が信用供与に伴って取得する利子は、自らの役割を果たすために自らを維持する必要に基づくものであると評価することができる。

しかし、単なる商品交換ではなく、剰余価値の取得を目的とする資本主義生産様式のもとでの金融は、利子生み資本の活動として行われる。すなわち、貸し手は貨幣を資本として貸し付け、契約に基づく権利として、正当な利子を請求することができる。その際、借り手がその貨幣によって利子の源泉たる剰余価値を首尾よく取得できるか否かについては、借り手たる機能資本家がリスクを負う。それだけでなく、借り手がその貨幣を資本として使わず、剰余価値を取得しない場合であっても、契約に定めた利子を正当に請求することができる。しかし、借り手が破産した場合、借り手は「新規まきなおしを図る可能性が確保され」⁴⁷⁾るが、貸し手は債権を回収できなくなるリスクを負う。取引参加者間において、返済できなくなる危険、回収できなくなる危険の見通しが、信用取引を適切に調整するのであるが、リスクを伴ってもなお信用が供与される必要がある場合がある。

47) シュトレック・前掲225頁。

これらのリスクに対処するためには、利息の制限や公的な信用保証による中小企業支援など、市民社会の円滑な活動を維持する機関として、国や公共団体の果たすべき役割が大きい。

しかし、資本が国家財政を投資の対象とした結果、その債務の圧迫のために国家が市民社会の維持について役割を果たしえなくなるに至った時、社会権力としての資本の規制、我妻博士のいう「金融資本の威力を貶却」することが必要となる。そのために、ひとつには、シュトレークの指摘する国家主権に基づく権限の行使、ひとつには、担税力のある者に対する応分の課税が必要である。国家は、市民社会の機関として市民の生活を適切に維持する役割を有し（「社会的公平性」）、資本に対してもこの市民社会のルールに従うことを要求する。これが戦後の民主主義的資本主義を支える「社会契約」であった。過去40年間、資本はこの社会契約からの離脱をはかってきたが、それによる荒廃を元に戻さなければならない。

(2) 「市民社会」・国家と資本 本稿において「市民社会」という用語は、本稿限りの意味として、自由で対等な市民が、所有権の保障と契約自由の原則のもとに、自らの商品（労働力を含む）と貨幣とを交換することを通じて社会的分業を行い、それによって構成員の生活の適切な維持を実現する社会という意味で用いている⁴⁸⁾。社会的分業は、異なった使用価値の交換を通じてされるものであるから、その交換を媒介する「市場」は、貨幣を投じてより多くの貨幣を回収する資本の「市場」とは意味が異なる。

上記の「市民社会」の意味づけは、戦後の「社会契約」（Ⅱ1(2)参照）を受けたものである。近代市民社会における市民として、個々の資本家は、市場から社会の需要を読み取り、使用価値たる商品の生産により社会構成員の需要を充たしてきた（金融機関もまた、このような機能資本家の活動を支援する積極的な役割を果たす）。このことが、資本家による剰余価値取得の社

48) 「市民社会」概念の用いられ方の変遷については、植村邦彦『市民社会とは何か 基本概念の系譜』（平凡社新書・2010年）参照。

会的正当性の根拠であり、また企業者としての誇りの根拠であった。また戦後、先進国の豊かな民主主義的資本主義のもとで、被雇用者もまた個人として経済活動に参加し、政治的権利を行使する「市民」として自らを認識するに至った。

しかしシュトレックによれば、現在、第一に、資本が「自己中心的で、利己的な利害関心に導かれている」「戦略的で、意思疎通能力を備えた集合的アクター」として行動し、第二に、国家に対して構成員（「国家の民」としてではなく、債権者としての権利を主張し、緊縮財政の要求を通じて、国家が「市民社会」の機関としての役割——構成員の生活を適切に維持すること——を果たすことを阻害するに至っている。すなわち「市民社会」の中で、資本は一方で、社会構成員にとって有益な使用価値を供給する活動を続けているのであるが、他方で、市民生活の需要に関心を持たない資本の活動が量的に著しく拡大し、「市民社会」とその機関たる国家に対して破壊的な影響を与えるに至っている。「市民社会」の中で形成され拡大してきた（集合体としての）資本が、戦後の「社会契約」を破棄して自らを「市民社会」から切り離れた現在、「資本」は「市民社会」にとって対決すべき「問題」と化しているといえることができる。

(3) 資本主義と民法学 所有権の尊重と、独立した市民の間で行われる自由な契約は、民法の基本原則としての意味を有し、消費貸借契約やそれに伴う利息契約も、当事者の自由な意思に基づいて行われたものである以上、法的な正当性を有する。民法の解釈としては、当該契約の有効性が問題となるのみであるが、民法学としてはそれだけでよいのか。

銀行が「その集中せる金銭債権の運用のために、株式会社を操縦する」という我妻博士の指摘の段階からさらに進み、金融資本の活動が、国家に対する債権を通じて民主主義（国家を「市民社会」の機関として機能させるための原理）を破壊するに至っている現在、「民法学」は、民法の形式的な論理の整合性を追求するだけで済ませることはできない。換言すれば、「日常生活の道徳性を引き合いに出してグローバルな金融市場を道徳化」する

役割に甘んじていてはならない。

法解釈上の判断を検証するために、概念の把握と論理の進行は正確なものでなければならず、民法の形式的側面は重要な意味をもつが、他方で、民法の論理を成り立たせている物的な基礎に立ち戻り、これを不断に検討すること（たとえば、絶対権としての財産所有権の保護と資本の所有権の保護との共通面と相異面——とりわけ所有権の「行使」の局面において——など）も（解釈学にとどまらない）「民法学」の課題である。また社会法的な、あるいは経済法的な観点からの特別法や、担税力ある層に対する応分の課税は、民法の基本原則である所有権の尊重と自由な契約による公正の実現を追求することによって、「市民社会」の基本法たる民法を活かすために不可欠である。これらは、直接には「民法学」の内容でないとしても、その関心の対象でなければならない。本書は、民法学が所与の前提としてきた「市民社会」と「資本」との深刻な矛盾を直視させる。それによって、民法学が「現代」をどのように把握し、どのように立ち向かうかという問題を考えるために、重要な手掛りを示している。